参考資料８

平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

（平成31年２月26日付託分）

附　属　資　料

国際文化観光局

目　　次

ページ

1　神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表 ･････････････････････ 1

2　事務処理の特例に関する条例　新旧対照表･･･ 8

3　神奈川県文化芸術振興条例　新旧対照表･･･ 9

1　神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表
＜国際文化観光局関係＞
○神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第１号）

改　　正

別表第１（第12条関係）
本館の利用料金の上限額
1　施設利用料金
(1)　ホール利用料金

区分			平日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
大ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	193,600円	254,100円	284,350円	217,800円	326,700円	326,700円
		徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	145,200円	193,600円	205,700円	157,300円	242,000円	242,000円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		96,800円	133,100円	145,200円	114,950円	169,400円	169,400円
小ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	44,770円	61,710円	68,970円	52,010円	76,210円	76,210円
		徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	33,870円	47,170円	49,610円	37,510円	55,650円	55,650円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		24,200円	31,450円	37,510円	26,610円	39,910円	39,910円

(2)　リハーサル室利用料金

区分	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
ホールの利用に伴って利用する場合	6,400円	6,400円	7,970円
ホールの利用に伴って利用する場合以外の場合	12,810円	12,810円	15,970円

(3)　楽屋利用料金

区分		午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
大ホール	第１楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
	第２楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第３楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第４楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第５楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第６楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第７楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第８楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
小ホール	第１楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第２楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
特別室		1,320円	1,320円	1,320円

(4)　ギャラリー利用料金

区分		午前９時から午後６時まで
第１展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,840円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,680円
第２展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,840円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,680円
第３展示室	利用に係る催し等について入場料を	10,390円

現　　行

別表第１（第12条関係）
本館の利用料金の上限額
1　施設利用料金
(1)　ホール利用料金

区分			平日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
大ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	190,080円	249,480円	279,180円	213,840円	320,760円	320,760円
		徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	142,560円	190,080円	201,960円	154,440円	237,600円	237,600円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		95,040円	130,680円	142,560円	112,860円	166,320円	166,320円
小ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	43,960円	60,590円	67,720円	51,070円	74,830円	74,830円
		徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	33,260円	46,320円	48,710円	36,830円	54,640円	54,640円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		23,760円	30,880円	36,830円	26,130円	39,190円	39,190円

(2)　リハーサル室利用料金

区分	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
ホールの利用に伴って利用する場合	6,290円	6,290円	7,830円
ホールの利用に伴って利用する場合以外の場合	12,580円	12,580円	15,680円

(3)　楽屋利用料金

区分		午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
大ホール	第１楽屋	2,610円	2,610円	2,610円
	第２楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第３楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第４楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第５楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第６楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第７楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第８楽屋	2,610円	2,610円	2,610円
小ホール	第１楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
	第２楽屋	1,300円	1,300円	1,300円
特別室		1,300円	1,300円	1,300円

(4)　ギャラリー利用料金

区分		午前９時から午後６時まで
第１展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,680円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,580円
第２展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,680円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,580円
第３展示室	利用に係る催し等について入場料を	10,210円

改　　正

	徴収する場合	
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	7,010円
第４展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	10,390円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	7,010円
第５展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	26,350円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	17,520円

(5)　会議室利用料金

区　　分	平　　日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで
大会議室	１時間につき 3,500円	１時間につき 4,960円	１時間につき 4,960円	１時間につき 5,420円
小会議室	同 530円	同 840円	同 840円	同 950円

(6)　駐車場利用料金

区　分	１時間以内の場合	１時間を超える場合	
普通自動車	１台につき 470円	１台最初の１時間につき 470円	１台最初の１時間を超える時間30分までごとにつき 230円
大型自動車	同 1,070円	同 1,070円	同 530円

備考　（略）

２　設備利用料金

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	１　台　１　回	23,950円
舞台設備	１　種　類　１　回	9,060円
ホール照明セット	１　回	15,970円
その他の照明設備	１　台　１　回	1,320円
ホール音響セット	１　回	13,790円
その他の音響設備	１台又は１本１回	2,410円
映写設備	１　台　１　回	6,880円
テレビモニター一式	１　回	4,220円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

別表第２（第12条関係）
神奈川芸術劇場の利用料金の上限額
１　施設利用料金
(1)　ホール利用料金

区　　分		平　　日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	209,520円	293,330円	335,240円	251,430円	377,140円	377,140円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	157,140円	220,000円	251,430円	188,570円	282,860円	282,860円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	104,760円	146,660円	167,620円	125,710円	188,570円	188,570円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		89,040円	124,660円	142,480円	104,760円	157,140円	157,140円

(2)　スタジオ利用料金

現　　行

	徴収する場合	
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	6,890円
第４展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	10,210円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	6,890円
第５展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	25,880円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	17,210円

(5)　会議室利用料金

区　　分	平　　日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで
大会議室	１時間につき 3,440円	１時間につき 4,870円	１時間につき 4,870円	１時間につき 5,330円
小会議室	同 530円	同 830円	同 830円	同 940円

(6)　駐車場利用料金

区　分	１時間以内の場合	１時間を超える場合	
普通自動車	１台につき 470円	１台最初の１時間につき 470円	１台最初の１時間を超える時間30分までごとにつき 230円
大型自動車	同 1,060円	同 1,060円	同 530円

備考　（略）

２　設備利用料金

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	１　台　１　回	23,520円
舞台設備	１　種　類　１　回	8,900円
ホール照明セット	１　回	15,680円
その他の照明設備	１　台　１　回	1,300円
ホール音響セット	１　回	13,540円
その他の音響設備	１台又は１本１回	2,370円
映写設備	１　台　１　回	6,760円
テレビモニター一式	１　回	4,150円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

別表第２（第12条関係）
神奈川芸術劇場の利用料金の上限額
１　施設利用料金
(1)　ホール利用料金

区　　分		平　　日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	205,720円	288,000円	329,150円	246,860円	370,290円	370,290円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	154,290円	216,000円	246,860円	185,150円	277,720円	277,720円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	102,860円	144,000円	164,580円	123,430円	185,150円	185,150円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		87,430円	122,400円	139,890円	102,860円	154,290円	154,290円

(2)　スタジオ利用料金

改正

区分				平日 午前9時から午後0時30分まで	平日 午後1時から午後4時30分まで	平日 午後5時30分から午後9時まで	日曜日、土曜日及び休日 午前9時から午後0時30分まで	日曜日、土曜日及び休日 午後1時から午後4時30分まで	日曜日、土曜日及び休日 午後5時30分から午後9時まで
大スタジオ	催し等を行う場合	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	39,290円	55,000円	62,860円	47,140円	70,710円	70,710円
			徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	26,190円	36,660円	41,910円	31,430円	47,140円	47,140円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		22,310円	31,220円	35,620円	26,190円	39,290円	39,290円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		11,000円	15,400円	17,600円	13,090円	19,690円	19,690円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		15,710円	22,000円	25,140円	18,860円	28,290円	28,290円
中スタジオ	催し等を行う場合			14,140円	19,800円	22,630円	17,080円	25,560円	25,560円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		5,030円	7,020円	7,960円	6,080円	9,010円	9,010円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		7,120円	9,960円	11,310円	8,380円	12,570円	12,570円
小スタジオA	催し等を行う場合			10,480円	14,660円	16,760円	12,570円	18,860円	18,860円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		3,660円	5,130円	5,860円	4,510円	6,710円	6,710円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		5,240円	7,330円	8,380円	6,290円	9,430円	9,430円
中スタジオ及び小スタジオAを同時に利用する場合	催し等を行う場合			18,640円	26,090円	29,760円	22,310円	33,420円	33,420円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		8,690円	12,160円	13,830円	10,580円	15,710円	15,710円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		12,360円	17,290円	19,690円	14,660円	22,000円	22,000円
小スタジオB	ホール等を利用する催し等に伴う場合			2,930円	4,090円	4,610円	3,460円	5,130円	5,130円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合			4,190円	5,860円	6,710円	5,030円	7,440円	7,440円

(3) 楽屋利用料金

現行

区分				平日 午前9時から午後0時30分まで	平日 午後1時から午後4時30分まで	平日 午後5時30分から午後9時まで	日曜日、土曜日及び休日 午前9時から午後0時30分まで	日曜日、土曜日及び休日 午後1時から午後4時30分まで	日曜日、土曜日及び休日 午後5時30分から午後9時まで
大スタジオ	催し等を行う場合	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	38,580円	54,000円	61,720円	46,290円	69,430円	69,430円
			徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	25,720円	36,000円	41,150円	30,860円	46,290円	46,290円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		21,910円	30,660円	34,980円	25,720円	38,580円	38,580円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		10,800円	15,120円	17,280円	12,860円	19,340円	19,340円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		15,430円	21,600円	24,690円	18,520円	27,780円	27,780円
中スタジオ	催し等を行う場合			13,890円	19,440円	22,220円	16,770円	25,100円	25,100円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		4,940円	6,900円	7,820円	5,970円	8,850円	8,850円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		7,000円	9,780円	11,110円	8,230円	12,350円	12,350円
小スタジオA	催し等を行う場合			10,290円	14,400円	16,460円	12,350円	18,520円	18,520円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		3,600円	5,040円	5,760円	4,430円	6,590円	6,590円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		5,150円	7,200円	8,230円	6,180円	9,260円	9,260円
中スタジオ及び小スタジオAを同時に利用する場合	催し等を行う場合			18,310円	25,620円	29,220円	21,910円	32,820円	32,820円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合		8,540円	11,940円	13,580円	10,390円	15,430円	15,430円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合		12,140円	16,980円	19,340円	14,400円	21,600円	21,600円
小スタジオB	ホール等を利用する催し等に伴う場合			2,880円	4,020円	4,530円	3,400円	5,040円	5,040円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合			4,120円	5,760円	6,590円	4,940円	7,310円	7,310円

(3) 楽屋利用料金

改　　正

午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
1,570円	1,570円	1,570円

(4)　（略）

備考　（略）

２　設備利用料金

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	１台１回	15,710円
舞台設備	１種類１回	11,520円
ホール及びスタジオ照明セット	１回	56,570円
その他の照明設備	１台１回	1,890円
ホール及びスタジオ音響セット	１回	26,190円
その他の音響設備	１式、１台又は１本１回	22,000円
映写設備	１台１回	23,040円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

現　　行

午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
1,550円	1,550円	1,550円

(4)　（略）

備考　（略）

２　設備利用料金

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	１台１回	15,430円
舞台設備	１種類１回	11,320円
ホール及びスタジオ照明セット	１回	55,550円
その他の照明設備	１台１回	1,860円
ホール及びスタジオ音響セット	１回	25,720円
その他の音響設備	１式、１台又は１本１回	21,600円
映写設備	１台１回	22,630円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

○神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第３号）

改　　正

別表第１（第11条、第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　分	平　日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前９時30分から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時30分から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
ホ　ー　ル	１時間につき 2,040円	１時間につき 2,520円	１時間につき 2,520円	１時間につき 3,130円
中会議室	同 950円	同 1,210円	同 1,210円	同 1,560円
小会議室	同 410円	同 530円	同 530円	同 660円
和　　室	同 530円	同 660円	同 660円	同 950円

備考　（略）

別表第２（第12条関係）

観覧利用料金の上限額

区　分	常　設　展		特別展
	個　人	20人以上の団体	
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	１人につき 260円	１人につき 160円	
20歳未満の者（高校生を除く。） 学生（65歳以上の者を除く。）	同 160円	同 110円	１人につき 1,010円
65歳以上の者 高校生	同 110円	同 110円	

備考　（略）

現　　行

別表第１（第11条、第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　分	平　日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前９時30分から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時30分から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
ホ　ー　ル	１時間につき 2,010円	１時間につき 2,480円	１時間につき 2,480円	１時間につき 3,080円
中会議室	同 940円	同 1,190円	同 1,190円	同 1,540円
小会議室	同 410円	同 530円	同 530円	同 650円
和　　室	同 530円	同 650円	同 650円	同 940円

備考　（略）

別表第２（第12条関係）

観覧利用料金の上限額

区　分	常　設　展		特別展
	個　人	20人以上の団体	
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	１人につき 260円	１人につき 160円	
20歳未満の者（高校生を除く。） 学生（65歳以上の者を除く。）	同 160円	同 110円	１人につき 1,000円
65歳以上の者 高校生	同 110円	同 110円	

備考　（略）

○神奈川県立音楽堂条例（平成７年神奈川県条例第３号）

改　　正

別表第１（第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　分	平　日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	82,270円	90,750円	104,050円	104,050円	108,900円	117,370円

現　　行

別表第１（第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　分	平　日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで	午前９時から午後０時30分まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時30分から午後９時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	80,780円	89,100円	102,160円	102,160円	106,920円	115,240円

改　　正

利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	50,810円	61,710円	77,430円	77,430円	79,850円	84,700円

備考　（略）

別表第２（第 12 条関係）

設備利用料金の上限額

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	1　台　1　回	13,790円
舞台設備	1　種　類　1　回	5,790円
照明セット	1　回	8,840円
その他の照明設備	同	2,650円
音響セット	同	7,490円
その他の音響設備	1　本　1　回	2,410円
映写設備	1　台　1　回	6,880円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

現　　行

利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	49,890円	60,590円	76,030円	76,030円	78,400円	83,160円

備考　（略）

別表第２（第 12 条関係）

設備利用料金の上限額

種　　別	単　　位	利用料金の額
楽器	1　台　1　回	13,540円
舞台設備	1　種　類　1　回	5,690円
照明セット	1　回	8,680円
その他の照明設備	同	2,610円
音響セット	同	7,360円
その他の音響設備	1　本　1　回	2,370円
映写設備	1　台　1　回	6,760円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力１キロワット１回	210円

備考　（略）

○神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成９年神奈川県条例第37号）

改　　正

別表第１（第11条、第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　　分			平日		日曜日、土曜日及び休日	
			午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで
プラザホール		利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	１時間につき 4,710 円	１時間につき 5,440 円	１時間につき 5,920 円	１時間につき 6,810 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 3,140 円	同 3,610 円	同 3,930 円	同 4,510 円
企画展示室	全室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 2,360 円	同 2,780 円	同 2,990 円	同 3,460 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,570 円	同 1,830 円	同 1,990 円	同 2,310 円
	企画展示室Ａ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 1,520 円	同 1,730 円	同 1,890 円	同 2,200 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 990 円	同 1,160 円	同 1,260 円	同 1,460 円
	企画展示室Ｂ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 840 円	同 1,040 円	同 1,100 円	同 1,260 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 580 円	同 680 円	同 730 円	同 840 円
映像ホール		利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 1,730 円	同 1,990 円	同 2,140 円	同 2,460 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,160 円	同 1,310 円	同 1,460 円	同 1,680 円
会議室	全室		同 1,360 円	同 1,570 円	同 1,730 円	同 1,940 円
	大会議室		同 730 円	同 840 円	同 940 円	同 1,040 円
	中会議室		同 630 円	同 730 円	同 790 円	同 890 円
多目的室			同 1,160 円	同 1,310 円	同 1,460 円	同 1,680 円
創作スタジオ			同 840 円	同 940 円	同 1,040 円	同 1,210 円
ワークショップルーム			同 630 円	同 730 円	同 790 円	同 890 円
研修室Ａ			同 630 円	同 730 円	同 790 円	同 890 円

現　　行

別表第１（第11条、第12条関係）

施設利用料金の上限額

区　　分			平日		日曜日、土曜日及び休日	
			午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで
プラザホール		利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	１時間につき 4,630 円	１時間につき 5,350 円	１時間につき 5,820 円	１時間につき 6,690 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 3,090 円	同 3,550 円	同 3,860 円	同 4,430 円
企画展示室	全室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 2,320 円	同 2,730 円	同 2,940 円	同 3,400 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,550 円	同 1,800 円	同 1,960 円	同 2,270 円
	企画展示室Ａ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 1,500 円	同 1,700 円	同 1,860 円	同 2,160 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 980 円	同 1,140 円	同 1,240 円	同 1,440 円
	企画展示室Ｂ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 830 円	同 1,030 円	同 1,080 円	同 1,240 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 570 円	同 670 円	同 720 円	同 830 円
映像ホール		利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 1,700 円	同 1,960 円	同 2,110 円	同 2,420 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,140 円	同 1,290 円	同 1,440 円	同 1,650 円
会議室	全室		同 1,340 円	同 1,550 円	同 1,700 円	同 1,910 円
	大会議室		同 720 円	同 830 円	同 930 円	同 1,030 円
	中会議室		同 620 円	同 720 円	同 780 円	同 880 円
多目的室			同 1,140 円	同 1,290 円	同 1,440 円	同 1,650 円
創作スタジオ			同 830 円	同 930 円	同 1,030 円	同 1,190 円
ワークショップルーム			同 620 円	同 720 円	同 780 円	同 880 円
研修室Ａ			同 620 円	同 720 円	同 780 円	同 880 円

研修室B	同 470円	同 520円	同 580円	同 680円
保育室	同 420円	同 470円	同 520円	同 630円
スタジオ	同 310円	同 360円	同 420円	同 470円
第1控室	同 210円	同 240円	同 260円	同 300円
第2控室	同 160円	同 180円	同 200円	同 230円
第3控室	同 160円	同 180円	同 200円	同 230円
展示コーナー	1日につき 2,620円			
事務室	利用面積1平方メートル1月につき 2,620円			

備考　（略）

別表第2（第11条、第12条関係）
設備利用料金の上限額

種別	単位	利用料金の額
ホール照明セット	1回	5,860円
その他の照明設備	1台1回	1,320円
ホール音響セット	1回	5,860円
その他の音響設備	1台又は1本1回	2,410円
舞台設備	1台又は1組1回	420円
映像設備	1台1回	1,320円
楽器	同	3,190円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	210円

備考　（略）

研修室B	同 470円	同 520円	同 570円	同 670円
保育室	同 420円	同 470円	同 520円	同 620円
スタジオ	同 310円	同 360円	同 420円	同 470円
第1控室	同 210円	同 240円	同 260円	同 300円
第2控室	同 160円	同 180円	同 200円	同 230円
第3控室	同 160円	同 180円	同 200円	同 230円
展示コーナー	1日につき 2,580円			
事務室	利用面積1平方メートル1月につき 2,580円			

備考　（略）

別表第2（第11条、第12条関係）
設備利用料金の上限額

種別	単位	利用料金の額
ホール照明セット	1回	5,760円
その他の照明設備	1台1回	1,300円
ホール音響セット	1回	5,760円
その他の音響設備	1台又は1本1回	2,370円
舞台設備	1台又は1組1回	420円
映像設備	1台1回	1,300円
楽器	同	3,140円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	210円

備考　（略）

○神奈川県立かながわアートホール条例（平成20年神奈川県条例第6号）

改正

別表第1（第12条関係）
施設利用料金の上限額

区分		単位	平日	日曜日、土曜日及び休日
ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	午前9時から正午まで	12,320円	14,780円
		午後1時から午後5時まで	16,410円	19,690円
		午後6時から午後9時まで	15,450円	18,530円
		1日	44,180円	53,000円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	午前9時から正午まで	6,820円	8,180円
		午後1時から午後5時まで	9,090円	10,900円
		午後6時から午後9時まで	8,600円	10,320円
		1日	24,510円	29,400円
第1スタジオ		午前9時から正午まで	1,630円	1,960円
		午後1時から午後5時まで	2,170円	2,600円
		午後6時から午後9時まで	2,050円	2,460円
		1日	5,850円	7,020円
第2スタジオ		午前9時から正午まで	1,450円	1,740円
		午後1時から午後3時まで	960円	1,160円
		午後3時から午後5時まで	960円	1,160円
		午後6時から午後9時まで	1,830円	2,200円
		1日	5,200円	6,260円
第3スタジオ 第4スタジオ 第5スタジオ		午前9時から正午まで	1,000円	1,200円
		午後1時から午後3時まで	670円	800円
		午後3時から午後5時まで	670円	800円
		午後6時から午後9時ま	1,270円	1,520円

現行

別表第1（第12条関係）
施設利用料金の上限額

区分		単位	平日	日曜日、土曜日及び休日
ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	午前9時から午後0時まで	12,100円	14,520円
		午後1時から午後5時まで	16,120円	19,340円
		午後6時から午後9時まで	15,170円	18,200円
		1日	43,390円	52,060円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	午前9時から午後0時まで	6,700円	8,040円
		午後1時から午後5時まで	8,930円	10,710円
		午後6時から午後9時まで	8,450円	10,140円
		1日	24,080円	28,890円
第1スタジオ		午前9時から午後0時まで	1,610円	1,930円
		午後1時から午後5時まで	2,140円	2,560円
		午後6時から午後9時まで	2,020円	2,420円
		1日	5,770円	6,910円
第2スタジオ		午前9時から午後0時まで	1,430円	1,710円
		午後1時から午後3時まで	950円	1,140円
		午後3時から午後5時まで	950円	1,140円
		午後6時から午後9時まで	1,800円	2,160円
		1日	5,130円	6,150円
第3スタジオ 第4スタジオ 第5スタジオ		午前9時から午後0時まで	990円	1,180円
		午後1時から午後3時まで	660円	790円
		午後3時から午後5時まで	660円	790円
		午後6時から午後9時ま	1,250円	1,500円

	で		
	1日	3,610円	4,320円
楽屋1 楽屋2 楽屋3	午前9時から正午まで	800円	
	午後1時から午後5時まで	1,050円	
	午後6時から午後9時まで	990円	
	1日	2,840円	

備考　（略）

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

区　　分	単　　位	金　額
ピアノ　フルコンサート	1台1利用時間	3,190円
ピアノ　アップライト	同	1,050円
ホール照明A（音響調光室を使用しない場合）	1利用時間	2,120円
ホール照明B（音響調光室を使用する場合）	同	4,260円
ホール音響A（音響調光室を使用しない場合）	同	2,120円
ホール音響B（音響調光室を使用する場合）	同	4,260円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1利用時間	150円

備考　1　1利用時間とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（第2スタジオから第5スタジオまでの施設におけるピアノ　アップライトの利用又は持込器具使用の場合においては、午後1時から午後3時まで、又は午後3時から午後5時まで）、又は午後6時から午後9時までのいずれかの時間帯をいう。

2・3　（略）

	で		
	1日	3,560円	4,260円
楽屋1 楽屋2 楽屋3	午前9時から午後0時まで	790円	
	午後1時から午後5時まで	1,040円	
	午後6時から午後9時まで	980円	
	1日	2,810円	

備考　（略）

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

区　　分	単　　位	金　額
ピアノ　フルコンサート	1台1利用時間	3,140円
ピアノ　アップライト	同	1,040円
ホール照明A（音響調光室を使用しない場合）	1利用時間	2,090円
ホール照明B（音響調光室を使用する場合）	同	4,190円
ホール音響A（音響調光室を使用しない場合）	同	2,090円
ホール音響B（音響調光室を使用する場合）	同	4,190円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1利用時間	150円

備考　1　1利用時間とは、午前9時から午後0時まで、午後1時から午後5時まで（第2スタジオから第5スタジオまでの施設におけるピアノ　アップライトの利用又は持込器具使用の場合においては、午後1時から午後3時まで、又は午後3時から午後5時まで）、又は午後6時から午後9時までのいずれかの時間帯をいう。

2・3　（略）

２　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>第１条～第３条　（略）
別表（第３条関係）
<table><tr><td>１～４　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４の２　旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第３条第１項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。）
（１）～(14)　（略）</td><td>横浜市、相模原市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町</td></tr><tr><td>４の３～160　（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第１条～第３条　（略）
別表（第３条関係）
<table><tr><td>１～４　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４の２　旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第３条第１項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。）
（１）～(14)　（略）</td><td>相模原市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町</td></tr><tr><td>４の３～160　（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

３　神奈川県文化芸術振興条例（平成 20 年神奈川県条例第 33 号）新旧対照表

改　　正	現　　行
（基本理念） 第２条　（略） ２～６　（略） ７　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。	（基本理念） 第２条　（略） ２～６　（略） （新規）